

酪農生産基盤強化総合対策事業 実施要領

一般社団法人Jミルク
制定 2020年9月7日
一部改正 2021年3月15日
一部改正 2022年4月27日
一部改正 2023年4月28日
一部改正 2024年4月23日
一部改正 2025年4月2日
一部改正 2026年3月24日

一般社団法人Jミルク(以下「Jミルク」という。)は、2020年度から実施する酪農乳業産業基盤強化特別対策事業のうちの酪農生産基盤強化総合対策事業(以下、「本事業」という。)について、その適正かつ円滑な運用を行うため、酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱(2017年1月20日制定、2025年1月30日一部改正。以下、「要綱」という。)のほか、この要領に定めるものとする。

第1 事業の内容

Jミルクは、酪農生産者が、将来に向けたわが国酪農の持続可能性の向上等を図るために実施する次の取り組みについて、第2で定める事業実施主体に対して助成する。

1 酪農持続可能性向上支援事業

(1) 担い手育成対策

酪農の優れた担い手を育成するために行う以下の取り組み。

ア 酪農後継者や新規就農者などが、国内外の酪農場での研修により自己研鑽を行うことへの支援。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次のとおりとする。

- (1) Jミルク定款第5条の(1)のア全国の区域を地区とする生乳生産者団体
- (2) Jミルク定款第5条の(1)のイの指定生乳生産者団体
- (3) (2)の直接の会員たる農業協同組合連合会、農業協同組合
- (4) (3)の直接の会員たる農業協同組合連合会、農業協同組合
- (5) Jミルク会長が特に認めた者

なお、事業の最終受益者が酪農家である場合は、原則として当該酪農家の生産する生乳が事業実施主体を通じて販売されていることとする。

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、2025年度から2030年度までの6か年とする。なお、この要

領による事業の助成申請対象期間は、2026年度の1年間とする。

第4 助成の対象となる費用とその要件等

本事業の助成対象となる費用とその要件等は以下の通りとする。

1 酪農持続可能性向上支援事業

(1) 担い手育成対策

ア 酪農後継者や新規就農者などが、国内外の酪農場での研修による自己研鑽を行うことへの支援

| メニュー名 | 助成対象者 | 要件等 | 上限額 (税抜) |
|-------------|--|---|--|
| 酪農ステップアップ支援 | 原則として、次のいずれかを満たす者 ① 30歳以下の酪農家の後継者又は後継予定者 ② 40歳以下の新たに酪農業を開始して5年以内の新規就農者 ③ 40歳以下の概ね5年以内に新規就農を予定または希望する者 ④ 研修終了後、研修終了年度の翌年度から3年以内に、新たに酪農業又は酪農ヘルパーに就業し、3年以上従事する固い意志がある者。なお、学校に在学中の者は、その卒業年度の翌年度から起算。 | ① 海外及び国内の酪農場で通算6か月以上の研修を受講すること。 ② 助成対象者は、研修計画書をあらかじめJミルクに提出し、承認を受けること。 ③ 国等の支援事業を併用する場合は、助成金の合計額が研修に係る費用を上回らないよう留意すること。 | 研修先が海外の場合は一人当たり120万円以内 うち、90万円を基礎分とし、7か月以上の場合は1月毎に5万円を加算 国内の場合は一人当たり30万円以内 |
| 酪農チャレンジ支援 | 次を全て満たす者 ① 酪農業等への就業について検討している者 ② 原則として40歳以下 | ① 海外及び国内の酪農場で概ね通算6か月程度の研修を受講すること。 ② 助成対象者は、研修計画書をあらかじめJミルクに提出すること。 | 一人当たり 研修先が海外の場合は20万円以内 国内の場合は10万円以内 |

※助成対象者の年齢については、2026年4月1日を基準とする。

※2020～2025年度の本事業による助成を受けていない者を優先する。

第5 助成単価等の調整

Jミルクは、助成対象が予算総額を上回った場合には、助成単価等を調整するなどの措置を講ずる。

第6 事業実施の手順と手続き等

1 事業実施計画及び助成申請書の提出

(1) 事業実施主体は、本事業の助成を受けようとする場合、Jミルクが別に定める期日までに、別紙様式第1号の事業実施計画及び助成申請書(以下、「申請書」という。)をJミルクに提出する。

なお、原則として、第2の(3)の事業実施主体は第2の(2)の事業実施主体を経由して申請書を提出することとし、第2の(4)の事業実施主体は第2の(3)及び(2)の事業実施主体を経由して申請書を提出する。

(2) 事業実施主体は、以下の事業実施期間で申請すること。

2026年4月1日から2027年3月31日まで

(3) Jミルクは、事業実施主体から提出された申請書を審査し、事業予算等を勘案して必要な調整を行い、承認する。

2 事業実施計画及び助成申請書の変更

事業実施主体は、次に掲げる変更をする場合は、別紙様式第2号の事業実施計画及び助成変更承認申請書を第6の1の(1)の手順に準じてJミルクに提出する。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の3割を超える増

(3) 助成の増加を伴う事業費の増

3 助成金の概算払い

(1) Jミルクは、この事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、助成金の概算払いをすることができる。

(2) 事業実施主体は、助成金の概算払請求をする場合は、別紙様式第3号の概算払請求書を第6の1の(1)の手順に準じてJミルクに提出する。

4 事業の実績報告

(1) 事業実施主体は、事業が完了した年度の翌年度の4月20日までに、別紙様式第4号の事業実績報告書を第6の1の(1)の手順に準じてJミルクに提出する。

(2) Jミルクは、提出された事業実績報告書を審査し、適正と認められる場合、助成金を支払う。

5 助成金の支払い

(1) Jミルクは、原則として、第2の1の(3)の事業実施主体に対しては第2の1の(2)の事業実施主体を経由して助成金を支払うこととし、第2の1の(4)の事業実施

主体に対しては第2の1の(2)及び(3)の事業実施主体を経由して助成金を支払う。

(2) 事業実施主体は、Jミルクから助成金の支払いがあった場合は、遅滞なく最終受益者に支払わなければならない。

(3) 助成金の支払いに当たっては、明細等を対象者に明示することにより、助成金が支払われたことを明確にする必要がある。

6 助成金の返還

事業実施主体は、助成金の支払後及び事業終了後に、事業の実施要件等に適合しない事実が確認された場合には、当該助成金の全部又は一部を速やかに返還しなければならない。

7 事業実施細則の提出

本事業の実施に当たり、事業実施主体が自らの事業実施の手順等を定める細則等を作成した場合は、第6の1の(1)の手順に準じてJミルクに提出すること。

第7 事業の委託

事業実施主体は、Jミルク会長が必要と認めた場合、事業の円滑な推進を図るため、事業の全部又は一部を委託することができる。

第8 事業実施状況の聴取等

Jミルクは、この要領に定めるもののほか、必要に応じて事業実施主体に対し、本事業の実施状況や実績等について調査又は報告を求めることができる。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

事業実施主体は、Jミルクに対して申請書を提出するに当たり、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額)を区分し除いて申請すること。

ただし、助成金の仕入れに係る消費税等相当額を区分できない事業実施主体においては、この限りではない。(原則として、Jミルクからの助成金に係る消費税の取り扱いは不課税)

第10 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

第11 個人情報保護

事業実施主体は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うこと。

第12 その他

- 1 事業実施主体は、経費の節減に努めるとともに、他の事業との連携に配慮しつつ、本事業の円滑な推進を図る。
- 2 Jミルク会長は、事業の実施状況等を踏まえ、この要領について必要な見直しを行うことができる。
- 3 この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、Jミルクが別に定めることができる。

附則

- 1 この要領は、2020年9月7日から施行し、2020年4月1日から適用する。
- 2 この要領の一部改正は、2026年4月1日から施行する。

別紙様式第1号

※第2の(3)(4)の事業実施主体は第2の(2)の事業実施主体を経由して申請書を提出してください

2026年度 酪農生産基盤強化総合対策事業
事業実施計画及び助成申請書

年 月 日

一般社団法人Jミルク
会長 大貫 陽一 殿

住所
団体名
役職
代表者氏名

2026年度酪農生産基盤強化総合対策事業を下記のとおり実施したいので、
事業実施要領第6の1の(1)の規定に基づき、助成金 0円
を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業実施計画 別添のとおり (申請メニューのみ添付)

2 事業に要する経費及び負担区分 (単位：円)

| 区分 | | | 事業費 ①+② | 負担区分 | | 備考 |
|--------------|--------------------|------------|------------|----------|------------|----|
| | | | | 助成金 ① | 自己負担等 ② | |
| 1持続可 能性向上 | (1)担い 手育成対 策 | ア 後継者等研修支援 | 0 | 0 | | |
| 合計 | | | 0 | 0 | | |

※助成金の仕入れに係る消費税等相当額を区分できない事業実施主体を除いて、税抜で申請してください。

3 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

4 添付書類

(1) 各事業申請に必要な書類 (別添の留意事項参照)

5 連絡先

(1) 担当者氏名 (フリガナ)
(2) 所属部署・職名
(3) 郵便番号・住所
(4) 電話番号
(5) メールアドレス

別添1の(1)後継者等研修支援

【メニュー】

ア 酪農ステップアップ支援（新規就農者支援） 海外：90万円～120万円、国内：30万円以内（通算6か月以上）
 イ 酪農チャレンジ支援（新規就農候補者支援） 海外：20万円以内、国内：10万円以内（通算6か月程度）

(単位：円、税抜)

| No. | 事業区分 (アまたはイ) | 助成対象者情報 | | | | | | | | 事業費 (助成金) | 備考 | 必要添付資料 | | |
|-----|-----------------|---------|----|----------------------|----|----|----|------------------|--------------|--------------|----|------------|--------------|--|
| | | 氏名 | 所属 | 酪農後継者または新規就農(予定)者の区分 | 年齢 | 性別 | 住所 | 主な研修(予定)先牧場名【住所】 | 研修(予定)期間【通算】 | | | 研修計画書(申請時) | 研修報告書(実績報告時) | |
| 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | |

【記入時の留意事項】

- ※1) 事業区分はアまたはイのいずれかを記載ください。
- ※2) 助成対象者の年齢については、申請年度の4月1日を基準とします。
- ※3) 研修修了後の就業先として、酪農ヘルパーを選択する予定がありましたら、備考欄に記載ください。
- ※4) 助成対象者毎に「研修計画書」の提出が申請時に必要です。事業要件を満たしていることが確認できるよう、可能な限り詳細に作成ください。
- ※5) 研修報告書など、実績報告時には成果物の添付が必要です。
- ※6) 事業要件を満たしているか、上限額を超えていないか等、実施要領を確認の上、申請ください。

別紙様式第2号

※第2の(3)(4)の事業実施主体は第2の(2)の事業実施主体を経由して申請書を提出すること

2026年度 酪農生産基盤強化総合対策事業
事業実施計画及び助成変更承認申請書

年 月 日

一般社団法人Jミルク
会長 大貫 陽一 殿

| 住所 | 代表者氏名 |
|-----|-------|
| 団体名 | |
| 役職 | |

年 月 日付け 26 Jミルク発第 号で助成決定通知のあった
2026年度酪農生産基盤強化総合対策事業を下記のとおり変更したいので、
事業実施要領第6の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由及び内容

[Blank area for change reasons and content]

2 変更後の事業実施計画

注) 別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、
変更前の内容を()書きで上段に記載すること。

3 添付書類

注) 申請時から変更があったものがあれば添付すること。

4 連絡先

- (1) 担当者氏名(フリガナ)
- (2) 所属部署・職名
- (3) 郵便番号・住所
- (4) 電話番号
- (5) メールアドレス

別紙様式第3号

※第2の(3)(4)の事業実施主体は第2の(2)の事業実施主体を経由して申請書を提出してください

2026年度 酪農生産基盤強化総合対策事業
概算払請求書

年 月 日

一般社団法人Jミルク
会長 大貫 陽一 殿

住所
団体名
役職
代表者氏名

年 月 日付け 25 Jミルク発第 号で助成決定通知のあった
2026年度酪農生産基盤強化総合対策事業について、事業実施要領第6の3の(2)
の規定に基づき、下記のとおり助成金 0 円の概算払いを請求します。

記

1 概算払請求額

(単位：円、%)

| 区分 | 助成決定額 | | 事業費遂行状況 (●年●月●日現在) | | | 既概算払 受領額 ⑤ | 今回概算払 請求額 ⑥ | 残額⑦=② -⑤-⑥ |
|--------------|----------|----------|-----------------------|-----|---------------------|------------------|-------------------|---------------|
| | 事業費 ① | 助成金 ② | 事業費 ③ | 助成金 | 事業費出 来高③/ ①=④ | | | |
| 1持続可 能性向上 | 0 | 0 | | | | | | 0 |
| 合計 | | | | | | | | |

注) 請求時点での事業実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名・支店名
- (2) 預金種類・口座番号
- (3) 口座名義 (フリガナ)

3 連絡先

- (1) 担当者氏名 (フリガナ)
- (2) 所属部署・職名
- (3) 郵便番号・住所
- (4) 電話番号
- (5) メールアドレス

別紙様式第4号

※第2の(3)(4)の事業実施主体は第2の(2)の事業実施主体を経由して申請書を提出してください

2026年度 酪農生産基盤強化総合対策事業
事業実績報告書

年 月 日

一般社団法人Jミルク
会長 大貫 陽一 殿

住所
団体名
役職
代表者氏名

年 月 日付け 25 Jミルク発第 号で助成決定通知のあった
2026年度酪農生産基盤強化総合対策事業について、事業実施要領第6の4の(1)
の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えてその実績を報告します。
なお、併せて精算額 0 円を請求します。

記

- 1 事業実施実績 別添のとおり（申請メニューのみ添付）
注）各事業の実績報告に必要な書類を添付すること（別添の留意事項参照）

2 事業に要した経費及び負担区分 (単位：円)

| 区分 | | 事業費 ①+② | 負担区分 | | 備考 |
|--------------|----------------------------------|------------|----------|------------|----|
| | | | 助成金 ① | 自己負担等 ② | |
| 1持続可 能性向上 | (1)担い 手育成対 策 ア 後継者等研修支援 | 0 | 0 | | |
| 合計 | | 0 | 0 | | |
| 既概算払い額 | | — | 0 | — | |
| 合計 | | 0 | 0 | 0 | |

※助成金の仕入れに係る消費税等相当額を区分できない事業実施主体を除いて、税抜で申請してください。

3 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 0年 0月 0日
(2) 事業完了年月日 0年 0月 0日

4 振込先金融機関名等

(1) 金融機関名・支店名
(2) 預金種類・口座番号
(3) 口座名義（フリガナ）

5 連絡先

(1) 担当者氏名（フリガナ）
(2) 所属部署・職名
(3) 郵便番号・住所
(4) 電話番号
(5) メールアドレス